

別表 1（第 3、第 4 関係）

中国向け精米工場の指定基準

| 項 目         | 基 準                                                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生調査        | カツオブシムシ類の誘引剤を用いたフェロモントラップを 100 平方メートル当たり 1 個以上の密度で精米工場（玄米貯蔵庫が併設されている場合はこれを含む。）に設置し、1 週間に 1 回以上、捕獲状況を確認した結果、カツオブシムシ類が発見されないこと。 |
| 発生調査確認体制    | 中国向け精米工場として指定された後にカツオブシムシ類の誘引剤を用いたフェロモントラップが 100 平方メートル当たり 1 個以上の密度で設置され、1 週間に 1 回以上、捕獲状況を確認できる体制が採られていること。                   |
| 精米工程        | 精米工程は、研削工程及び色彩選別工程を連続して含むものであること。                                                                                             |
| 再汚染防止措置確認体制 | 指定精米工場から登録くん蒸倉庫へ精米を運搬するために用いるコンテナ、トラック等に精米を積載する前に、当該コンテナ、トラック等が密閉型であることの確認並びに精米工程後の再汚染を防止するための検査及び消毒を行う体制が採られていること。           |
| 記録の保管体制     | 発生調査の結果、精米処理の実施日時及び数量並びに再汚染防止措置に係る記録を保管する体制が採られていること。                                                                         |
| 責任者の設置      | 発生調査及び記録の保管について責任を持つ者が設置されていること。                                                                                              |